

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

長与町からの情報です。

警戒情報

配信日 令和2年4月22日

「新型コロナで水道の点検に」という不審な業者訪問！

内容

『本日、「新型コロナの対策で水道の蛇口を点検してみませんか。」と業者が来た。不審に思ったので断ったが、隣の家にも訪問があったようだ。』と住民の方からの通報が長与町水道局に寄せられました。

消費生活センターからのアドバイス

新型コロナウイルスに対する不安をあおって必要のない工事をさせる悪質業者による点検商法の可能性があります。

急な電話や訪問があっても、対応しないようにしてください。対応すると必要のない契約をさせられたり、詐欺の被害に遭う可能性があります。

これからも新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

